

令和5年塩尻市議会9月定例会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和5年9月12日（火） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第11号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 塩尻市犯罪被害者等支援条例

議案第16号 人権擁護委員の候補者の推薦について

請願9月第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願

請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

陳情9月第1号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情

○出席委員・議員

委員長	樋口 千代子 君	副委員長	山崎 油美子 君
委員	百瀬 友彦 君	委員	小松 勝子 君
委員	小口 直実 君	委員	平間 正治 君
委員	篠原 敏宏 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	議長	古畑 秀夫 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
------	---------	-------	---------

午前9時57分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。ただいまから9月定例会社会文教常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、社会文教常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げます議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程については、副委員長から説明いたします。

○副委員長 おはようございます。本日は各議案の審査を行い、委員会終了後、当委員会に係る協議会を開催いたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第11号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第11号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第11号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。説明資料ですが、市議会9月定例会議案関係資料の13、14ページをお願いいたします。

1番、改正の理由です。デジタル社会形成整備法により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

改正の概要です。現在、マイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書を用いて、各種証明書のコンビニ交付サービスを行っておりますが、この電子証明がスマートフォンにも搭載可能となることに伴い、規定を改めるものです。

改正の内容につきましては、14ページの条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。今回の改正では、新たにスマートフォンでの利用が追加される条例の改正となるわけですが、現行の条例の下線部を削除する改正となります。理由を説明いたします。現行の条例の欄の4行目の終わりに、下線の終わったところの右隣になりますが、利用者証明用電子証明書という用語があります。こちらが、コンビニ交付の際の本人確認に必要な機能となりますが、法改正により、この利用者証明用電子証明書という用語の中に、従来の個人番号カードに搭載された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に加え、今回のスマートフォンに搭載された移動端末設備用利用者

証明用電子証明書が含まれることとなりました。現行の条例では、下線部にありますように、個人番号カードに掲載されたものに限定される規定となっていることから、改正後はこれを削り、スマートフォンに搭載された証明書も読めるようにするものです。

13 ページにお戻りください。条例の施行ですが、施行日は公布の日から施行するもので、財政措置については、サービス提供者、つまりコンビニにあるシステムの提供者がシステム改修を行うため、市の負担はありません。

今後のスケジュールとしましては、国より、年内にはそのサービスが運用開始となるとお聞きしているところで、まだスマートフォンでコンビニでの証明書の発行はできない状況ではありますが、改正がありましたので、ここで改正をすることになります。コンビニでの各種証明書が、スマートフォンでの利用も可能となれば、利便性も向上するというところからの改正となります。私からは以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。特にありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議題に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 11 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 11 号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 12 号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第 12 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 議案第 12 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案関係資料 15 ページをお願いいたします。

1 の提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により一部改正される、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が令和 5 年 9 月 16 日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2 の概要ですが、引用しております法律の条項を改めるものです。

3 の条例の新旧対照表につきましては、16 ページを御覧ください。法律の改正によりまして、下線部分のとおり、第 11 項を第 10 項に改めるものです。こちらは、法律の第 3 条中第 10 項が削除されることに伴い、第 11 項が第 10 項に繰り上がったためです。

15 ページにお戻りいただきまして、4 の条例の施行等ですが、公布の日から施行するものです。説明は以上で

す。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 12 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 12 号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 13 号 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第 13 号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第 13 号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案関係資料は 17 ページ以降を御覧ください。

1 の提案理由ですが、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務について、対象者の利便性の向上を図るため、必要な改正を行うものです。

詳細につきましては、令和 6 年度から、生活保護の医療扶助におけるマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が導入され、個人番号の利用が必要になります。日本人の生活保護法に基づく事務については、国のマイナンバー法において既に規定しているため、個人番号を利用することができますが、外国人の保護につきましては、生活保護法に準ずるものとなっていることから、マイナンバー法の適用対象外であり、外国人の個人番号を利用するためには、市町村が独自に条例で定める必要がありますので、今回、条例の一部を改正するものです。

2 の概要ですが、個人番号を利用することができる事務及びマイナンバーが入った個人情報等の特定個人情報を追加するものです。

3 の条例の新旧対照表につきましては、18、19 ページを御覧ください。別表の最後に 39 としまして、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護について、事務と特定個人情報を追加するものです。

17 ページにお戻りいただきまして、4 番の条例の施行等ですが、公布の日から施行するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○平間正治委員 生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人というのは、今、市内にはどのくらいいらっしゃるのですか。

○福祉課長 今現在、塩尻市の生活保護の部分については、外国人が10世帯で15名になっております。

○平間正治委員 対象者の利便性の向上と言っているのですが、具体的に番号をもらって手を挙げれば簡単に手続が取れるという、こういう程度の利便性ということですか。

○福祉課長 申請の部分についてもそうなのですが、一番は、生活保護受給者の方については、国民健康保険の保険証が除外されているものですから、保険証を持っておりません。そのため現在、市役所の窓口に来ていただいて、医療券という紙をお渡しして病院に行っていては、こちらのシステムが導入されることとなりますと、医療機関で受診をする時に、マイナンバーカードを利用することで、資格・本人確認が行え、市役所の窓口で医療券を取りに来る手間がなくなるというのが一番の利便性になっております。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○牧野直樹委員 これ10世帯15人というのは、中国残留邦人の方ですか。

○福祉課長 それとは別で、塩尻市の生活保護受給者のうちの外国人が10世帯15人となっております。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 平間委員の質問と関係するのですが、対象になる方の捕捉というのは、市役所としてはどのような形でやっておられますか。

○福祉課長 詳細については、これからシステム改修等をしていきますので、国のほうから示される資料等を、この受給者の方に丁寧に説明しましてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○篠原敏宏委員 お聞きしたかったのは、受給者に当たる方が、市内のどこにどういうふうにおられるかということ、市が何らかの形でアクセスする、捕捉する部分があると思うのです。本人がこういう状況に陥っているので、いわゆる生活困窮だとか、仕事がないとか、いろいろな状況が多分あると思うのだが、そのアクセスというのはどのように行われているのか。

○福祉課長 あくまで、こちらのほうについては生活保護になるという前提で、なった方について、今後、こういった制度があるということです。生活保護でない方については、もちろん福祉課の窓口、まいさぼ等で随時相談に乗っていますので、そういうことがあれば、そこでお話ししていく予定です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議題に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第13号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

**議案第 14 号 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を改正する条例**

○**委員長** 続きまして、議案第 14 号地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**市民交流センター長** 議案第 14 号地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。議案関係資料 20、21 ページを御覧ください。

1 の提案理由ですが、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に係る事項が変更されたことに伴い、必要な改正をするものです。

2 の概要ですが、個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称を改めるものです。

条例の新旧対照表につきまして、21 ページを御覧ください。現行で旧法人を定めている別表中、特定非営利活動法人塩尻市体育協会を特定非営利活動法人塩尻市スポーツ協会に改めるものです。

改正条例の施行日は、公布の日です。説明は以上です。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第 14 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 14 号地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 塩尻市犯罪被害者等支援条例

○**委員長** 続きまして、議案第 15 号塩尻市犯罪被害者等支援条例を議題といたします。説明を求めます。

○**社会教育スポーツ課長** それでは、議案第 15 号塩尻市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。議案関係資料 22 ページをお願いいたします。

1 の提案理由といたしましては、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減並びに生活の再建及び権利利益の保護を図りまして、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、新たな条例を制定するものです。

2 番の概要といたしまして、支援に関する基本理念のほか、市、市民等及び事業者の責務、経済負担の軽減、

日常生活の支援などについて定めるものです。

それでは、条例の条文につきまして御説明いたしますので、議案書の中ほど、議案第15号塩尻市犯罪被害者等支援条例のページをお開きください。それでは、説明をさせていただきます。

第1条の目的といたしまして、犯罪被害者等基本法の規定に基づきまして、支援に関する基本方針を定め、市や市民等の責任を明らかにし、また、支援の基本事項を定め、支援を総合的かつ計画的に推進することで、被害の早期回復、軽減並びに生活の再建、権利等の保護を図ることで、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条につきましては、用語の意義となりまして、第1号の犯罪等につきましては、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為となっておりますが、そこから第9号の関係機関等まで、用語及び意義をそれぞれ定めているものです。

第3条、基本理念として、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。次ページ、第2項におきましては、支援は、受けた被害または二次被害の状況、置かれている状況や事情に応じ、適切に行うこと。続いて、第3項では、必要な支援は迅速かつ公正に行い、かつ、途切れることなく提供されること。第4項では、名誉や日常生活を害することなく、二次被害や再被害の再発防止に十分配慮すること。第5項では、支援は市及び関係機関が相互連携、協力の下、行うこととしております。

第4条におきましては、市の責務といたしまして、支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施すること。

第5条では、市民の責務といたしまして、被害者等の状況及び支援の必要性に理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮し、市の施策に協力するよう努めること。

また、第6条では、事業者の責務といたしまして、市民と同様の書き方の中で、事業活動での二次被害が生じることのないよう十分配慮するという形になっております。

第7条におきましては、支援に関する計画を市が定めること。また、この計画は基本方針のほか、具体的な施策など、必要な事項を定めること。また、市民意見を反映することなどを規定しております。

3ページの上段、第8条につきましては、支援体制の整備として、支援の総合窓口の設置や体制の整備。第9条は、個人情報の適切な管理。第10条は、財政上の必要な措置を講じることとしております。

以降、支援の項目の条項となりまして、第11条は、市は相談に応じて必要な情報や助言、支援を行うこと。第12条は、経済的負担の軽減といたしまして、見舞金の支給や助成等の情報提供を行うこと。第13条は、日常生活の支援。第14条につきましては、心身に受けた影響からの回復として、保健医療サービス等の提供。第15条につきましては、住居の安定といたしまして、後ほど御説明をさせていただきます市営住宅管理条例の改正に記載した支援。第16条は、雇用の安定。第17条につきましては、市民等及び事業者の理解の増進。第18条につきましては、民間支援団体に対する支援を定めております。

第19条につきましては、委任規定を設けまして、必要な事項は市長が別に定めることとしております。

それでは、議案関係資料22ページにお戻りいただきまして、3の条例の新旧対照表につきましては、この後、建築住宅課長から説明をさせていただきます。

4番、条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものとしております。私からは以上となります。

○**委員長** 続いて、塩尻市営住宅管理条例の一部改正に関する説明を求めます。

○**建築住宅課長** 私からは、塩尻市営住宅管理条例の改正について、議案関係資料 23 ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。今回の改正は、塩尻市犯罪被害者等支援条例第 15 条に規定する犯罪被害者等の居住の安定を図るため、塩尻市営住宅管理条例第 5 条入居者の資格及び第 8 条入居者の選考について、必要な改正をするものです。

第 5 条は、同居親族、所得金額を初めとする入居者の資格について規定をしております。24 ページ中ほどの第 2 項ですが、こちらでは 60 歳以上の者、障害者、生活保護の被保護者など、前項で規定する同居親族の資格を緩和し、単身でも入居が可能となる者について規定をしております。今回、犯罪被害者等を単身で入居できる者として位置づけて、第 8 号の後ろに、第 9 号塩尻市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年塩尻市条例）第 2 条第 2 号に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という）である者を加えるものです。

また、24 ページの最終行からの第 8 条につきましては、入居者の選考、決定方法、優先的な選考入居等について規定しております。今回の犯罪被害者等を優先して選考し入居させる者として位置づけて、25 ページ中ほど、第 4 項中にありますように、現行で、「及び市長」となっておりますものを、「、市長」に改め、低所得者の次に、「及び犯罪被害者等である者」を加えるものです。説明は以上です。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**小松勝子委員** 第 7 条の中で、計画を定めるという言葉が出てきましたけれども、計画を策定してから公布までのスケジュールはどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○**社会教育スポーツ課長** 計画は、現在、策定を進めているところです。公布後、速やかに計画を公表できるように、現在、準備を進めさせていただいております。

○**小松勝子委員** ありがとうございます。この条例は、加害者の賠償責任を市が肩代わりするという、そういう考えのものではないという受け止め方でよろしいでしょうか。

○**社会教育スポーツ課長** そのとおりです。

○**小松勝子委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**平間正治委員** 幾つかあるので、確認をさせてもらいたいと思います。これについては、犯罪被害者に対する支援というのは本当に重要なことであり、必要なことであると思っていますから、そういう立場でお聞きをするのですが、そもそも犯罪被害者としての認定についてと、その範疇といいますか、家族、遺族を含めてと言っていますが、それはどの辺までのことを指しているのかについて、まずお聞きします。

○**社会教育スポーツ課長** 犯罪被害者の認定につきましては、本会議におきまして、若干答弁をさせていただいた部分もありますが、市が把握することは大変困難でありますので、警察と連携をさせていただく中で、市の支援制度を被害者の方に周知をいただき、市に申請をいただくような形で認定をしていきたい。あくまで申請主義になってしまいますので、そういった形で認定を考えております。

また、範囲ですが、基本的には、第 1 条にあります犯罪被害者等基本法にのっとりまして、範囲等を定めていくものです。基本的には遺族であれば、相続権第一位の方というようなイメージで、市は、現在、想定しております。

○平間正治委員 本会議では、そういう答弁があったことは承知しているのですが。ただ申請があれば、それをみんな受け付けてしまうのか、それは国の基本法にのっとってということになるかと思うのですが、市として認定するというか、検討する組織みたいなものを設けるのですか、設けないのですか。

○社会教育スポーツ課長 現在の想定の中では、検討組織等の設置は想定しておりませんが、実際に運用する中で、かなり複雑な案件等も想定されますので、必要に応じて検討してまいりたいと、現在は考えております。

○平間正治委員 非常に重要なことなので、せつかくやることですから、当然、これは平等でなくてはいけなと思っていますから、そこら辺はぜひ、果たして職員だけで、その状況で検討しているのかということも懸念されますから、できれば第三者というか専門家も入れての、そういった組織が必要なのではないかと考えております。これは意見として申し上げます。

それと、小松委員からありましたけれども、支援策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると第4条にありまして、また第7条に出てくるのですが、これは策定した支援策を、市民の意見を反映するとともに、これを公表しなければならないというふうになっているのです。この支援の総合計画というのは、全体的なことに関わるもので、個々の人たちに応じての支援策というのは、別途つくられるということですか。

○社会教育スポーツ課長 計画につきましては、全体の基本的な方針であるとか、具体的な施策を定めてまいります。個々に対しましては、具体的な支援策、例えば見舞金はお一人につき幾ら払いますとか、そういったメニューで支援をしていきます、その辺が第12条、第13条に関わる経済的負担の軽減、日常生活の支援、この辺は個々の状況に応じまして、限度を設ける中で具体的な施策を定めてまいりたいと考えております。

○平間正治委員 そういう経済的な支援もあるかと思いますが、私のお聞きしているのは、被害者の状況というのはみんな同一ではないと思うので、それに寄り添った支援策というのは個々に考えていくのですか、どうですかということ。それは対応する中でやられるという理解でよろしいですか。

○社会教育スポーツ課長 総合的な窓口を設けまして、個々の事情に応じまして、個々の必要な支援につなげていく体制を、市として整えてまいりたいと考えております。

○平間正治委員 一旦いいです。

○委員長 ほかの方はいかがでしょうか。

○副委員長 昨日も質問させていただいたのですが、聞くことができなかつたのが、総合相談窓口です。これはパブリックコメントにも書いてあったのですが、職員の支援のコーディネーターの研修は受けてほしいという希望に、その方向で行きますという回答があったのですが、担当課になる職員は、その研修を受けていただけるということでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 具体的な内容はこれからになってまいります、当然、かなり厳しい内容の相談を受けて、それを支援につなげていくという重要な役割になってまいりますので、必要な研修につきましては、担当する者が受けられる体制を整えていきたいと考えております。

○平間正治委員 第10条では、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする、第12条では、見舞金の支給に努めるとともにとなっているのです。あと、第14条では、保健医療サービスとか福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うということになっていまして、こういうことに係る部分の条例というのがそれぞれにあると思うのです。そこは、今回は市営住宅だけ改正していますし、そういうところに係る一部改正なりが必要な

ではないですか。昨日も中村議員が議案質疑で言われたけれども、これはものすごく違和感があるのです、ぱっと見ると。物の本によれば、そういうことも可能だという御答弁だったと思うのですけれども、逆に言えば、指摘があったように、そうでない方法で分かりやすくしてもいいはずなのです。それはともかくとして、ほかに一部改正が必要な条例もあると思うのですが、それはないのでしょくか、あるのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 委員の御質問にお答えいたしますが、現在、想定しているものの支援につきましては、第 19 条の委任規定によりまして、要綱として告示をして整備する方針であります。ですので、第 12 条、第 13 条、第 14 条に係る財政的な支援につきましては、要綱において定めてまいりたいと考えておりますので、改正が必要となる条例については、現在、想定しておりません。

○平間正治委員 その要綱については、いつまでに定めるのですか。

○社会教育スポーツ課長 条例の公布後、速やかに定めてまいりたいと考えております。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○小松勝子委員 この支援というのは、第 14 条のところにも、心身に受けた影響からの回復ということが載っているのですけれども、心身に受けた影響というのは、1 年 2 年で回復できるものではないと思いますが、回復できるまではずっと関わっていただけということでもいいのでしょうか。それとも、ある程度の期間でという形なのか。

○社会教育スポーツ課長 本来ですと、その方が、完全に傷が癒えるまで支援を考えていくのも 1 つの施策かと思いますが、全国的に現在、犯罪被害者等支援条例が制定されていく中での支援を見ながら、ある程度の限度を設けて定めている自治体が大多数ですので、本市におきましても、同じような方針で定めていきたいと考えております。

○小松勝子委員 ありがとうございます。

○平間正治委員 それらほかの条例に関わる部分は、具体的に要綱よって定めるから条例の一部改正はないとおっしゃっていますが、そもそもの話、それはそういうことでよかったのですか。そうであれば、この市営住宅の条例も、要綱の中に入れれば済むことではないですか。

○社会教育スポーツ課長 基本的に経済的支援であるとか日常生活の支援は、新規の施策として制定するものです。第 15 条に規定しております市営住宅につきましては既存で条例がありますので、単身者の認定であるとか、60 歳以上、生活保護等の方の認定であるとか、そういった部分が条例の中に現在あるものですから、それに加えるような形で、一部改正をお願いしたものです。

○平間正治委員 最初に言いましたが、これの出し方が、そもそも私たちとしては、え一つと思うような出し方をされているので、ぜひ、いろいろ遺漏のないように対応をしておいていただきたい。これも少し見させてもらうと、県の条例をそのまま引っ張ってきたようなところが相当多いものですから、市の実情に合わせた、細かいことは言いませんけれども、文言も、私生活の平穩の侵害とか、よく分かりにくいところがあった。平穩な侵害ならば平穩でない侵害はいいのかとか、言葉尻を捉えるわけではないのですけれども、誰が見てもきちんと理解できるような条例を用意しておかないとまずい部分もあると思いますので、今後、精査すべきは精査していただければと思います。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○篠原敏宏委員 第6条、事業者の責務とはとありまして、この事業者、第2条の定義で見ると、市内において事業活動を行う個人又は法人ということなのですが、例えば二次被害でインターネットを通じて行われる誹謗中傷と、そういうことがあった場合、プロバイダーだとか、いわゆるネット情報の提供者、こういったところにもお願いをしたりしなければならぬ場面が出てきたりはしないかという気がするのですが、市内の事業者に、この条例上、限られている。それは理解もするし、当面はその範囲だと。ですが、二次被害というのは、どこでどういうように何が起きるか分からない状況だと思うのです。そういうことの中では、市内の事業者だけではこれができない、そういうことが想定されるのではないかという心配をするのですが、そこらはいかがですか。

○社会教育スポーツ課長 本条例で想定しております範囲は、あくまで塩尻市の条例として、塩尻市の事業者を想定しておりますが、委員の御質問の趣旨にあります点は当然想定されますので、そういった場合が発生しましたら、長野県の条例であるとか、国の法律に基づいた対応をしていただくよう警察等と相談をする中で、市の総合支援窓口で適切な対応をしてみたいと考えております。

○生涯学習部長 補足ですが、事業者の責務というのは、実際、二次被害がある場合、その誹謗中傷が事業所内で起こらないようにということも含めますけれども、民事訴訟等になった場合に、なかなか休みが取れないという事業所が出てきたということが実例であるそうです。そういったところで、事業所がきちんと理解をして、休みを取れるような環境も与えていくことを求めるという内容です。

○篠原敏宏委員 事業活動を行うに当たっては二次被害が生じることがないようにと、全くそのとおりでと思うのですが、具体的にどういうことを想定してということで、今お聞きしようと思ったのですが、今の部長の言われる一例は、確かにそのことは危惧されますので、あり得る。ほかにも何か具体的なケース、そういった想定というのは、これをつくる際には想定をされていますか。

○社会教育スポーツ課長 現在の想定では、部長が答弁させていただいたとおりの想定をしております。

○篠原敏宏委員 これは昨日の議案質疑の中でも若干触れていましたが、他の市町村の前例があるというお話がありました。県内では、県のほかに、差し支えなければ、どんな市の先例がありますか。あるいは、検討しているという報道や情報も含めていかがですか。

○社会教育スポーツ課長 県内の条例制定状況につきましては、長野県、また、市では佐久市、千曲市、中野市、東御市が今9月議会で制定予定と聞いております。また、町村では4町村が現在制定済みとなっております。

○篠原敏宏委員 そこらの市町村との、例えば、こういうような情報、あるいは、こういうようにやったほうが良いということも含めて、担当同士あるいは首長同士のそういう情報交換とか、これらを深めていって、これからを改正したり、そういうこともあり得ると思うのです。そういうことの動きは、今いかがですか。

○生涯学習部長 中信やまびこ被害者支援ネットワークというものがありまして、これは長野県の県警が音頭を取って、中信4市、それから山形村、朝日村、あと広域連合、弁護士会、医師会等が組織するネットワークがあります。これは年1回総会を開いていまして、過日も安曇野市で総会を開きまして、各市町村の状況等、情報共有を図りました。実際、そこで、今回は川上様の講演も聞くことができましたので、皆さんが意識づけをする上でも、大変有効なネットワークの会議だったと考えております。

先ほど課長が申し上げましたとおり、各市町村の条例制定も見据えながら、また、これからどんな支援がされているかということも、きちんと情報共有を図って、あの市町村ではこんな条例があるのに、支援があるのにと

いうことがないように、きちんと要綱等も定めてまいりたいと思います。

○篠原敏宏委員 よく分かりました。これは新しい条例ですし、特に、最近起こる犯罪というのは何が起こるか分からないということの中では、それに即応していく頭の柔らかさというものがないと。逆に言うと、画一的で、そういう対応が逆に被害者に対して辛かったという話になっていかないように、ぜひ、これからのそういう条例改正ということも含めて、情報をとにかく取り入れて対応していただきたいと思います。これは要望にさせていただきます。

○委員長 ほかの委員の皆様はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 15 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 15 号塩尻市犯罪被害者等支援条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 16 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 続きまして、議案第 16 号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○社会教育スポーツ課長 それでは、議案第 16 号人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議案関係資料 26 ページをお願いします。

1 の提案理由ですが、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものです。

2 の概要、委員 10 人のうち、奈良井のり子氏、丸山典子氏、宮本京子氏、武藤誠治氏が令和 5 年 12 月 31 日に任期満了になることに伴いまして、次の 4 氏を適任者と認め推薦しようとするものです。一番上、塩尻東地区、丸山典子氏、再任。宗賀地区、横山裕美氏、新任。洗馬地区、清水美津氏、新任。高出地区、五味博文氏、新任です。略歴書につきましては、27 ページから 30 ページのとおりです。説明につきましては以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第16号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

請願9月第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願

○委員長 では、続けて行いますが、資料を配付いたします。

次に、請願審査を行います。当委員会へ付託された請願は2件であります。請願9月第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 委員より、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

委員の皆様より、御質問、御意見はありませんが、採択という御意見を頂いたという理解でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 ただいま採択との意見がありましたが、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第1号については、採択することと決しました。

それでは、ただいま採択しました請願9月第1号は意見書の提出を求めるものであります。そこで、意見書の内容について協議いたします。採択された請願には意見書案が添付されていますが、本市議会の過去の意見書の内容も参考に検討した意見書案がありますので、ただいま事務局から配付させていただきます。

それでは、皆さん、各自一読をお願いします。

ただいまの意見書の内容について、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 内容的には異議ないということで、意見書の条項、字句、数字、その他整理を要するもの等がありましたら、委員長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

○委員長 続きまして、請願9月第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願について審査いたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、委員の皆様から御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「採択」の声あり〕

○**委員長** ただいま、採択との御意見がありました。当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、請願9月第2号については、採択とすることに決しました。

それでは、ただいま採択しました請願9月第2号は意見書の提出を求めるものであります。そこで、意見書の内容について協議いたします。採択された請願には意見書案が添付されていますが、本市議会の過去の意見書の内容も参考にし、検討した意見書案がありますので、これから事務局から配付させていただきます。

それでは、皆様、各自一読をお願いします。

ただいまの意見書の内容について、御意見がありましたらお願いいたします。

○**篠原敏宏委員** 文章はこれでいいと思いますが、教育長に、1点。こういう形で去年もおととしも県には要望が上がっていて、やっと人事委員会でも動きがこうやって出てきたという話なのですが、県では前向きに検討するという動きはないのですか。本当に、何かふざけているような気がするのです。

○**教育長** 私、以前も1回、どんな現状だということをお話をしたのですが、小口委員は僻地に行っていますか。

○**小口直実委員** はい。

○**教育長** 私、4年行ってまして、そのとき、本当に七、八%の給与加算、そして期末手当も加算され、しかも3年以上いると1号俸上がるというような、そういうメリットがあったから、皆さん、どこへでも行きますというところがあるのですが、今、ここに書いてある現状のとおり、一度家を建てられて市街地にいると、普通、もう行きませんという方がとても多いです。

郡市の教育長会でもこれが話題に出て、県教委にはいつも言っています。でも、県教委の判断ではなくて、知事部局というか、そちらの財政の、私は詳しく分かりませんが、いつもそんな形で請願しています。

ここの実情に書かれているところで、私の教え子もなかなか長野県教育委員会に合格できなくて、岐阜だとか山梨だとかに、みんな行ってしまいます。それは給与のこともあるし、定数を今、割と絞っているのも、そういうようなところもありますので、機会があるごとに私たち教育長も伝えてはいますが、なぜかは、私もそこまでは分かりません。よろしくをお願いします。

○**篠原敏宏委員** 昨日も私、補足意見で、いろいろ調べて、他県の状況だとかも聞いたりした中では、本当に長野県の今の状況は、言葉で言うと理不尽と昨日は言わせていただいたけれども、そういう状況であります。

ここに書いてあるとおりなので、毎年、これをこういう形で可決して上げるのだけれども、県の対応が本当に十分ではない。それを感じますので、上げ方といっても、これは送付するだけだと思うのですが、気合を入れて。教育長が言われる学校現場の後継者がこのことで、優秀な先生が絶対に流出をしている。調べた中では、私、これを実感しました。今、教育長が言われるとおりでありますので、ぜひ強く、これを県知事に伝えていただきたいと思います。意見とさせていただきます。

○委員長 知事部局に市長を通じたり、教育長を通じたりして、改善を求めるように皆さんで応援していきたいと思えます。

採択という御意見がありましたので、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第2号については、採択することに決しました。

内容については異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては委員長に一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

陳情9月第1号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情

○委員長 引き続き、陳情審査を行います。当委員会へ回付された陳情は1件であります。

陳情9月第1号私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 本日、議会基本条例第7条4項に基づき、陳情者に出席をしていただいておりますので、ここで陳情についての御説明をお願いいたします。

令和5年度中信地区私学助成推進協議会副会長板花さん、では、よろしく願いいたします。

○陳情説明員 皆さん、こんにちは。私、松本国際高校に所属いたしまして、中信地区私学助成推進協議会の事務局を賜っております板花と申します。今日は、こういった陳情に際しまして、このような説明の機会を与えていただきました。誠にありがとうございます。

それでは、今回の陳情につきまして、簡潔に趣旨等を説明させていただきたいと思えます。

私ごとで恐縮ですけれども、私、この仕事をする前、60歳で定年退職をするまで県立高校に勤めておりました。最後は、梓川高等学校で校長を務めまして、それを退職し、その後5年間ほど公益財団法人で学校を支援するような活動をしてまいりました。今回、松本国際高校に所属し、このような役目を仰せつかったということです。

県立高校に勤めている間、いろいろな課題があったのですが、その中で、興味のある事柄の1つとして、この付近の私立高校は一体どういう経営をしているのだろうか、どのように生徒を集め、どのような教育をし、非常に活発に行われているわけですけれども、今日的に隆盛を迎えているのだろうかというようなことを、興味を持って見ておりました。

今回、松本国際高校に参りまして、この私学助成に関わる仕事を仰せつかると同時に、授業を担当し、また生徒と関わる中で、1つの確信のようなものを得られたのですが、私立高校、この地区、長野県あるいは全国的に見ても、非常に私立高校が多い地区です。7校あります。また、私どもの団体に、いわゆるPTAの組織がうまくできないために、まだ加盟していない組織として日本ウェルネスという高等学校がありまして、そちらも含めると8校あるということになります。

その8校が中信地区で活動しているということになるのですが、簡潔に申し上げて、生徒の要望に即し、生徒

の多様性に応じ、それぞれの求める教育を施しているということかと思えます。もちろん、県立高校も魅力づくりという点では、近隣の学校と競い合い、また、私立高校に負けないように頑張っているわけでありませうけれども、そういう動きとタイアップいたしまして、私立高校が頑張っているという状況かと思っております。

気になる授業料につきましては、国の制度として就学支援金の制度が整ったおかげで、いわゆる授業料の部分だけは、事実上、県立高校の生徒と同じように支給を受けられるので、授業料は免除されているという状況です。ただし、それではなかなか経営が成り立たないという部分もあるので、一部の私立高校は、その就学支援金の額を超えた授業料を徴収しているというところもあります。就学支援金を超える部分につきましては、したがって、保護者が負担していることとなります。

また、就学支援金の範囲内で授業料が設定されている学校につきましても、例えば施設費、今般のように暑い気候のところではクーラーが必要ですので、クーラーの運用に係る費用等を施設費というところで、別に集めているというところもあります。

そうしますと、保護者の負担感といったものは、非常に公立と私立ではまだ大きな差がありまして、公教育の一旦を担っている私立高校ではありますが、保護者の負担感はなかなか小さくなっていかないというのが現状であるかと思えます。

そのような中で、何とか近隣市町村の皆様に対しまして、私学に対して補助を頂けないかということで毎年行っていますのが、この陳情ということになります。また、陳情の中では、各市町村から通っている生徒の保護者に対しての補助と同時に、各学校に対しての施設費等の補助をお願いしています。特に塩尻市におかれましては、近隣の市町村に先駆けまして、そういった補助を決定し、支給していただいているということで、深く感謝申し上げる次第です。

また、もう1点、国あるいは長野県に対して就学支援金等の充実、さらには、私学に対しての施設等の補助もできる範囲で行っていただきたいということで、それぞれの市町村から国、県に対しての上申もしていただくようお願いしているところです。この点については、無論、我々の団体も、直接、国、県に対して行うわけですが、地域からの声であるということでお届けいただくと大変ありがたいと思っております。

最後ですが、今日の教育課題というのは様々あるのですけれども、生徒減を迎える中で、地域に貢献していく、あるいは国に貢献していく人材を育てていきたいと思っております。スポーツをメインに志したい生徒、勉学をメインに志したい生徒、そういったものに対して、私立学校も鋭意努力し対応しているところです。

また、今般、非常に数が多くなってきているものとして、いわゆる発達障がいをお持ちの生徒の方への対応という点も大事な要素になっているかと思えます。私立学校におきましても、そういった生徒に対する配慮といったものを研究し、例えばタブレット等を試験のときに活用させるなどのような、鋭意、先鋭的な試みもしながら、今日の状況に対応したいと考えているところです。

最後、少し雑駁になってしまいました。皆様の御支援をお願い申し上げたいということです。今日はありがとうございました。

○委員長 板花さん、ありがとうございました。委員の皆さんより、御質問、御意見はありますか。

○小松勝子委員 実はこちらの娘、子どもたち2人とも私立高校でした。すごく先生方が一生懸命で、本当にいい3年間を過ごすことができたという印象があります。しかし、授業料もまだ無償化ではありませんでしたし、施

設費、交通費、それから部活、本当に経済的負担が大きかったという印象は私自身が持っています。

今、授業料は無償化になっているかと思いますが、施設費がやはりかかると思います。今、年間1人当たり、どのぐらいの施設費がかかっているのかと思うのですけれども、その辺は分かりますでしょうか。

○委員長 御質問に答えていただいてよろしいでしょうか。

○陳情説明員 誠に申し訳ありません。正確なことが分かりませんので、うかつなことは申し上げないほうがいいかと思いますが、よろしいでしょうか。

○小松勝子委員 いいです。申し訳ありません。

○委員長 御質問、御意見はありますか。

〔「採択」の声あり〕

○委員長 ただいま採択との意見がありましたが、当委員会の審査結果は採択でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情9月第1号については、採択とすることに決しました。

それでは、ただいま採択しました陳情9月第1号は意見書の提出を求めるものであります。そこで、意見書の内容について協議いたします。採択された陳情には意見書案が添付されていますが、本市議会の過去の意見書の内容も参考に検討した意見書案がありますので、事務局から配付いたします。

それでは、各自一読をお願いします。

ただいまの意見書の内容について、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

内容的には、異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては委員長に一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了といたします。

なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、最後に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案申し上げました議案につきまして御審査を賜り、全ての議案に対しまして原案のとおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。以上をもちまして、9月定例会社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時20分 閉会

令和5年9月12日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 樋口 千代子 印